

令和6年12月23日

保護者各位

沖縄県立小禄高等学校
校長 名 幸 哲
(公印省略)

冬季休業における生徒等の安全確保について

平素より本校の教育活動についてご理解、ご協力いただき心より感謝申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、下記の事項等について注意するよう家庭において確認し、事故を未然に防ぐとともに、自己の体調管理等についても、生徒への注意喚起をよろしく願いいたします。

記

1. 交通安全について

(1) 交通規則の周知徹底について

- ①交通ルールを守りましょう。(信号無視をしない、させない指導、横断歩道を渡る)
- ②交通事故に巻き込まれないように、道路を横断する際の左右の安全確認を確実に行う。
- ③外出(部活動等)時に交通事故に巻き込まれないように、周りの様子に気を配りましょう。

(2) 自転車の乗り方について

- ①乗車する自転車の安全点検を実施しましょう。また、ヘルメット着用を推奨します。
- ②交通規則に従った安全な自転車の運転をしましょう。

2. 水難事故防止について

- ①釣り等の水辺のレジャーを行う際は、ライフジャケット等の浮力体を着用しましょう。
- ②立入禁止区域や危険な場所には行ってはいけません。
- ③通信手段(防水ケースに入れたスマホ等)を携帯し、事故の際には即通報しましょう。
- ④気象情報に注意し、波浪注意報等発表時には計画を変更し、水辺に近づかないで下さい。
- ⑤出かける際には、保護者に行き先を伝え、一人で行動しないで下さい。

3. 自然災害等について

- ①大雨警報・注意報発令時など悪天候の際には、河川等には近づかないで下さい。
- ②雷注意報や竜巻注意情報に注意し、その際は外出を控えて下さい。
- ③地震発生時には、近くのテーブル等の下へ避難し、その後安全な場所へ避難しましょう。
- ④津波警報発表時には、直ちに海岸から離れ急いで高台など安全な場所へ避難しましょう。
- ⑤竜巻が発生した際、屋外では、頑丈な建物に避難する。屋内では、窓や雨戸を閉め、地下や窓のない部屋に移動しドアから離れる。海上では、直ちに陸に上がり避難しましょう。

4. 深夜徘徊について

沖縄県青少年保護育成条例等で、保護者同伴でも深夜、興行場等に青少年は入ることができないと定められています。深夜徘徊はさまざまな事件・事故に巻き込まれるリスクを高くします。また、本校では生徒心得においても本校生徒の午後10時～午前4時の外出を禁止しています。深夜徘徊は絶対にやめましょう。

5. 不審者対策について

- ①外出の際には、「どこへ」「誰と」「帰宅時刻」を保護者に伝えましょう。
- ②生徒だけで遠出をしないで下さい。(ペンション等への宿泊など)
- ③児童生徒の安全5項目
 - 裏通りや人通りの少ない道を通らない・道草をしない ○近くの家や大人に助けを求める
 - 近づかない・絶対についていかない・車に乗らない ○大声で助けを求める
 - 「子ども110番の家」に助けを求める
- ④不審者に遭遇したら、決して近づかず、安全な場所に避難してから、110番通報しましょう。
また、可能ならば保護者に連絡し、迎えに来てもらいましょう。
- ⑤歩きスマホやイヤホンをした状態で移動していると、周囲の異変に気づきにくく、不審者に気づくのが遅くなる可能性があります。

6. その他

(1) インターネット・SNSの利用について

- ①フィルタリングを利用しましょう。
被害に遭ったケースの9割以上がフィルタリングを利用していませんでした。
- ②家庭でルール作りをしましょう。
生徒の能力・発達に見合ったネット利用について各家庭で話し合いましょう。
- ③犯罪の手口を知りましょう。
警察庁のHP等を参照して下さい。
- ④被害に遭ったら、放置せずにすぐに相談しましょう。

(2) 大麻や違法薬物について

- ①県内では10代の薬物乱用による検挙者が後を絶たず、高校生が大麻取締法違反で逮捕されたケースもあります。また、大麻の類似成分が含まれている「大麻グミ」を食べた人が体調不良を訴えるケースも発生しています。
- ②大麻についてはインターネット等において、「有害性がない」等の誤った情報が氾濫しています。また、SNS上では危険なサイトへ誘導する内容が多く投稿されています。誤った情報に流されたり、怪しい投稿を見つけても誘いに乗らないで下さい。
- ③友人や先輩などからの誘いをきっかけに大麻を始める若者が多くいます。誘われたときは「きっぱり」強い態度で断るか、断りにくい時はその場から逃げるなど、自分自身を守る行動をとりましょう。

(3) 飲酒・喫煙について

成年年齢が引き下げられましたが、飲酒・喫煙は20歳以上からです。成年年齢引き下げに伴う年齢要件の変更により、18歳からできるようになったものと、20歳が維持されるものがあります。詳細は法務省のHP等で確認しましょう。

(4) 情報提供について

以下の資料を各学年会のTeamsを利用して、配信してあります。お子さんと話し合う際の参考にして下さい。※上記の大麻関係の資料は本校webページでも確認できます

- ①冬季休業用資料(生徒用)
- ②冬季休業用資料(保護者用)